

学校法人 興南学園 興南高等学校・中学校 いじめ防止基本方針

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布）に基づき、いじめが教育を受ける権利の侵害であり、生命や身体に危険を及ぼす行為であること、またいじめはどの学校、どの学級、どの生徒にも起こり得る問題であることを再認識し、生徒が安心して登校し、学習やその他の活動に取り組むことのできる環境を学校・家庭・地域が連携し整えられるよう、この基本方針を定める。

1. いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法 第2条]

具体例（「沖縄県いじめ防止基本方針」から抜粋）

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品を要求される。
- ⑥持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨性的ないやがらせをされる。

2. いじめ防止のための組織とその役割

(1) いじめ防止のための組織について

①名称 「いじめ防止対策委員会」

②構成員

校長、副校長、中高教頭、中高生徒指導主任、中高養護教諭、いじめ防止対策委員（中高各学年1名ずつ）、学年主任、クラス担任

(2) 役割

- ・「名称」の策定と周知。
- ・いじめ未然防止に向けた年間計画の策定と実施、検証、修正。
- ・アンケートや教育相談によるいじめの早期発見の推進。
- ・いじめ発生時の対応マニュアルの作成。
- ・校内研修計画および実施。
- ・外部専門機関との連携。
- ・いじめ問題に関する記録と情報提供。

3. いじめの未然防止

- ・学校の教育活動全体を通して、コミュニケーション能力や自他の理解能力など、人間関係形成能力の育成を図る。
- ・HR活動や授業を通して、自己有用感や自己肯定感の育成を図る。
- ・HR活動や特別活動（講演会等）を通じて規範意識の育成を図り、いじめについての共通理解を図る。

4. いじめの早期発見

- ・全教員が生徒とのコミュニケーションを密に図り、生徒のささいな変化に気づくことができ、生徒が悩みを相談しやすい環境づくりに努める。
- ・全校生徒、教職員に対して定期的にいじめに関するアンケート調査を行う。
- ・教育相談や個人面談、カウンセリングを通して、生徒からの情報収集を行う。
- ・教師間で密にコミュニケーションを図り、生徒の実態把握を行うとともに情報の共有を行う。
- ・三者面談や保護者会等を通じて保護者信頼関係を築き、連携を密に取ることで家庭での生徒の変化を見逃さないようにする。

5. いじめ発生時の対応といじめに対する措置

- ・いじめと思われる事態を発見、又は訴えがあった場合にはどんな些細なことでも必ず担任、いじめ対策委員会に報告し、担任、学年、生徒指導部等と連携して速やかに事実確認を行う。
- ・被害生徒に対し「学校全体で徹底して守り抜く」という姿勢を示し、安心して学校生活を送れるよう教育的配慮のもと心のケアに努める。
- ・加害生徒に対しては、いじめに至った背景や原因を個別面談や教育相談を通じて確認し、

いじめが重大な人権侵害に当たることを厳しく認識させる。また、必要に応じて出席停止等の懲戒を行い、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。

- 保護者に対しては、いじめの状況を正確に伝え今後の対応について十分に説明を行い、理解を今後の指導についての協力を得る。
- **HR** 活動や全体集会等で、いじめの観衆や傍観者も加害者と変わらないこと、いじめを絶対に許してはいけないことを徹底して指導する。
- 必要に応じて警察や外部機関に協力を求め、早期解決、再発防止に努める。
- その場の指導にとどまることなく、いじめがなくなるまで継続的に指導を行う。
- 今後の指導に活かせるよう、いじめの事実と指導の記録を残す。

6. 学校評価

- いじめ防止対策委員会を中心に、学校全体でいじめ防止の取り組みが適正に行われているか検証と評価をできるようにする。